

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回美幌町国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和6年10月2日(水) 午後6時30分 開会 午後7時20分 閉会
開 催 場 所	庁舎 第2会議室
出 席 者 氏 名	熊崎委員、城委員、玉川委員、中矢委員、高橋委員、中川(能)委員、 中川(直)委員
欠 席 者 氏 名	采女委員、菅原委員
事務局職員職氏名	関町民生活部長、但馬病院事務長、伊藤病院総務課長、松尾税務課長、 佐々木戸籍保険課長、永田医療給付グループ主査
議 題	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度美幌町国民健康保険特別会計決算について・ 令和5年度美幌町国民健康保険病院事業会計決算について・ 国民健康保険税について
会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴人の数 (会議を公開した場合)	0人
会議資料の名称	令和6年度第1回美幌町国民健康保険運営協議会議案
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
戸籍保険課長	<p>ご案内いただいた時間となりましたので、ただいまより令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、委員及び事務局の職員が一部、変わりましたので、改めまして1人ずつご紹介したいと思います。</p> <p>（各委員と事務局職員を1人ずつ紹介）</p> <p>それでは、会議を始めます。</p> <p>1 会長の選任について</p> <p>国保運営協議会の会長でございました美幌中学校の長谷校長が転勤となりましたので、会長が不在となりました。会長は、国民健康保険法施行令第5条で、公益を代表する委員から選任することが規定されているため、あらかじめ、公益を代表する委員の方から互選していただきました。</p> <p>その結果につきまして、ご報告をしていただきたいと思います。</p>
中川(直)委員	<p>互選の結果を報告します。</p> <p>中川能典委員を会長候補といたします。</p>
戸籍保険課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>中川能典委員を会長候補として報告がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>中川能典委員を国保運営協議会の会長に選任することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
戸籍保険課長	<p>ありがとうございます。それでは国保運営協議会の会長に中川能典委員を選任いたします。</p> <p>中川委員は会長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ではございますが、中川新会長からご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
中川(能)会長	<p>改めましておぼんでございます。会長に選任されました中川能典です。会長にふさわしいか自分自身不安はありますが、選任された以上、その責任を果たしていきたいと思っていますので、よろしく申し上げます。</p> <p>今、少子高齢化という時代の中にあって、医療に関わる部分というのは本当に大きな課題になっております。新たに総理も誕生しましたが解散総選挙の中で医療に関しどれだけ触れられるのか注視していきたいと思えますけれども、この場は国民健康保険の現状を共有しながら我々の果たすべき責任を果たしていきたいと思っていますので、どうぞご協力よろしく申し上げます。</p>
戸籍保険課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。議事の進行は中川会長にお願いすることとなります。よろしく申し上げます。</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
中川(能)会長	<p>それでは、議事に従って進めていきたいと思えます。 まず、最初に（１）の令和５年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いします。</p>
医療給付グループ 主査	<p>（（１）令和５年度国民健康保険特別会計決算について 事務局より説明）</p>
中川(能)会長	<p>ありがとうございます。 ただいま、令和５年度国民健康保険特別会計決算について、ということで説明がありましたが、説明について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、つづきまして（２）令和５年度国民健康保険病院事業会計決算について、説明をお願いいたします。</p>
病院総務課長	<p>（（２）令和５年度国民健康保険病院事業会計決算について 事務局より説明）</p>
中川(能)会長	<p>ただいま、ご説明がありましたが質疑がありましたら、よろしくお願 いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、（２）の質疑について終わります。</p>
町民生活部長	<p>１つ補足をよろしいでしょうか。 新たに委員になられた方もいらっしゃるということで、十分ご承知の方も大勢いらっしゃると思いますが、再度ということでお聞きいただきたいと思えます。今、２つの会計のご説明をさせていただいたところですが、これらについては国民健康保険条例の中に定められたことをやっている、ということが基本軸にあるのですが、そこに大きく２つやること書かれていて、１つは保険給付、つまり病院にかかった時の療養給付などがあります。もう１つは保健事業といって、保健師などが健康診断、健康相談など色々なことをやっております。それに加えて病院の設置というのが書かれています。つまり、大きくカテゴリーが２つに分かれているのですが、今言ったように保険給付にかかる分と保健事業にかかる分、こういった部分に関わる歳入歳出の決算が１番最初にご説明したもの、病院の設置に対する費用をご説明したものが後の説明の部分、ということになり、そういったことで決算が２種類できてきているということになりますので、再度ご認識いただければと思えますので、よろしくお願います。</p>
中川(能)会長	<p>それでは、（３）国民健康保険税について、説明をお願いいたします。</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務課長	（（３）国民健康保険税について 事務局より説明）
中川(能)会長	ただいま、ご説明がありましたが質疑ありますでしょうか。
玉川委員	納税義務者数の減は人口減によるものでしょうか。
税務課長	多くは団塊の世代で後期高齢に移行する方がかなり増えてきていることが一番大きな要因です。
中川(能)会長	その他にありましたらお願いします。 ないようなので、終わりたいと思います。 それでは、４ その他 について、事務局お願いいたします。
戸籍保険課長	<p>従来の被保険者証発行廃止後の基本的な受診手続きについてご説明いたします。R6. 12. 2以降から従来の被保険者証の新たな発行が廃止され、マイナ保険証もしくは保険証に変わるものとして発行される資格確認書によって受診手続きが行われることとなります。</p> <p>議案の図のとおり現在加入の方には、R7. 7. 31までを有効期間とする保険証を発行しており、それまでは従来のまま変更はないものでございます。R7. 8. 1以降は保険証の発行が廃止されているため、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証にて、マイナ保険証をお持ちでない方には来年の7月中に資格確認書を郵送いたしますので、そちらで受診いただくこととなります。現在国保の被保険者ではない方が、R6. 12. 2以降に国保の被保険者になれる場合は、すでに保険証の発行が廃止されていますので、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証にて、マイナ保険証をお持ちでない方は国保の加入手続きの際に窓口で資格確認書を発行いたしますのでそちらで受診いただくこととなります。</p> <p>従来の被保険者証はR6. 12. 2以降、発行されなくなりますが、保険診療がなくなるのではなく、マイナ保険証または資格確認書にて引き続き保険診療を受けられることには変わりありません。</p>
中川(能)会長	マイナ保険証について説明ありました。ご意見ありますか。
中矢委員	資格確認書は町で発行するのでしょうか。マイナ保険証を持っておらず、本人が寝たきりで行けないなどの場合は他の人でも取りにいくことは可能なのでしょうか。
戸籍保険課長	国保、後期も含め、町で発行いたします。お持ちでない方には郵送いたします。
中矢委員	将来的にはすべてマイナ保険証になると思うが、美幌町は高齢の方も多く、大変な時に入れ替わると感じている。長い目で見ると必要があると思う。
町民生活部長	マイナンバーカード、マイナ保険証を、という進み方が全国的にしているが、現実としては厳しい部分もあるのだと思うので、行政としては柔軟に対応していきたい。

発言者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
中矢委員	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>もう1点、滞納者について、本当に支払いが難しい方は生活困窮で生活保護に繋がったりなどあると思うが、払う気がなくて払わない方も多くいるのではと思う。その辺の対応の仕方、ご苦労されていると思います。</p>
町民生活部長	<p>ありがとうございます。こちらも一定のルールに基づいて、預金調査や差押えなど、できることはしているので、払える方は払う、という形は税務課の努力もあり整ってきていると思っています。</p>
玉川委員	<p>滞納している方は医療サービスを受けていないのでしょうか。</p>
税務課長	<p>資格証ということで、10割負担いただいている方も以前はいたのですが、今はそういう方は解消されております。現時点では短期証という4か月の有効期限の保険証をお持ちいただいて、通常の診療を受けていただき、保険証の更新が早いタイミングでくるので、役場に更新にきていただいた際に納税相談をしてお支払いに向けての努力をしていただく対応をしています。</p>
熊崎委員	<p>マイナ保険証を持っていない人はリストアップなどしていますか。なぜお持ちでないのか、手続きがわからないのか、など思っている。</p>
町民生活部長	<p>お持ちではない方は施設入所など色々な都合がありますが、現在8割の方がお持ちなので、相当な数字と思っております。</p>
中川(能)会長	<p>他にご質問はありますか。 全体を通して、何かありましたらご質問お願いします。</p>
各委員	<p>(質問なし)</p>
町民生活部長	<p>1点よろしいでしょうか。</p> <p>資料は用意しておりませんが、先程も申し上げましたとおり、国民健康保険条例に基づき、色々な事業を行っておりますが、もう1つ大切なものがあり、国民健康保険税を徴する、ということが示されています。それに基づき、国民健康保険税を課税させていただいて徴収させていただくという流れになっているのですが、その国民健康保険税の改正を近々行おうと考えております。現在美幌町は基金を持っているので、その基金を充当しながら皆さんの税負担を緩和している、という状況です。本来であれば、もう少し高い額が掛からなければならないのですが、基金により軽減させていただいております。ただ、その基金もずっと潤沢にある訳ではありません。状況を考えていくと、被保険者は減っておりますが、医療費は高度医療などもありそれほど下がってはいない。ということで、今の税率のままですと十分な収入の確保ができないだろうという見込みであります。この2～3年の中でしっかりと税率改正をしていく必要があると考えており、そのためには本年、来年度に税率改正について議論していく必要がでてくるかと考えております。</p> <p>この会議の場は保険運営に係る重要な事項について審議をいただくとい</p>

